

新旧対照表

○特定個人情報保護評価書(後期高齢者医療に関する事務 全項目評価書)

新	旧
<p>特定個人情報保護評価書(全項目評価書)</p>	<p>特定個人情報保護評価書(全項目評価書)</p>
<p>表紙</p> <p>項目一覧</p>	<p>表紙</p> <p>項目一覧</p>
<p>I 基本情報</p>	<p>I 基本情報</p>
<p>1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務～8、他の評価実施機関</p> <p>※本項目は変更がないため記載を省略する。(以下「略」の表示がある場合は全て同じ。)</p>	<p>1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務～8、他の評価実施機関</p> <p>略</p>
<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p>	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p>
<p>1. 特定個人情報ファイル名</p>	<p>1. 特定個人情報ファイル名</p>
<p>(1)後期高齢者医療ファイル</p>	<p>(1)後期高齢者医療ファイル</p>
<p>2. 基本情報</p>	<p>2. 基本情報</p>
<p>3. 特定個人情報の入手・使用</p>	<p>3. 特定個人情報の入手・使用</p>
<p>①入手元</p>	<p>①入手元</p>
<p>[○]本人又は本人の代理人、[○]評価実施機関内の他部署(区民生活部区民課 課税課 保健福祉部介護保険課 福祉事務所 総務部情報政策課)、[○]行政機関・独立行政法人等(広域連合)</p>	<p>[○]本人又は本人の代理人、[○]評価実施機関内の他部署(区民生活部区民課 課税課 保健福祉部介護保険課 福祉事務所 政策経営部情報政策課)、[○]行政機関・独立行政法人等(広域連合)</p>
<p>②入手方法～ ⑨使用開始日</p>	<p>②入手方法～ ⑨使用開始日</p>
<p>略</p>	<p>略</p>
<p>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</p>	<p>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</p>
<p>委託の有無</p>	<p>委託の有無</p>
<p>委託する (5)件</p>	<p>委託する (4)件</p>
<p>委託事項1～委託事項4</p>	<p>委託事項1～委託事項4</p>
<p>略</p>	<p>略</p>
<p>委託事項5</p>	<p>委託事項5</p>
<p>後期高齢者医療業務設計及び運営業務</p>	
<p>①委託内容</p>	<p>①委託内容</p>
<p>(設計) 高齢者医療制度に係る業務の分析及び業務マニュアル並びに運営管理マニュアル等の作成。 (運営業務) ・国保年金課における高齢者医療制度に係る書類の受付及び電話対応、保険料の賦課及び収納事務、滞納整理事</p>	

新		旧	
	務。(滞納処分、督促等公権力の行使にあたる業務は除く。)		
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	〔特定個人情報ファイルの全体〕	②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	
対象となる本人の数	〔10万人以上100万人未満〕	対象となる本人の数	
対象となる本人の範囲	〔2. ③対象となる本人の範囲〕と同じ。〕	対象となる本人の範囲	
その妥当性	当該委託業務では、業務マニュアル等の作成及び窓口受付時の申請書・届出書の記載内容確認等で、オンライン画面を操作するため、特定個人情報の取扱いを含める。	その妥当性	
③委託先における取扱者数	〔10人以上50人未満〕	③委託先における取扱者数	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	〔○〕その他 (杉並区で指定する端末機器により、特定個人情報ファイルを利用する。また、委託先はデータの取り出し、庁舎外への持ち出しを行わない。)	④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	
⑤委託先名の確認方法	〔V. 開示請求、問合せ 1. ①請求先〕への当区の情報公開請求による開示請求を行うことで確認可能。	⑤委託先名の確認方法	
⑥委託先名	株式会社DACS、株式会社ベルシステム24、株式会社エヌ・ティ・ティデータ共同事業体	⑥委託先名	
⑦再委託の有無	〔再委託する〕	⑦再委託の有無	[]
⑧再委託の許諾方法	原則として再委託は行わないが、再委託に関する承認申請書により、再委託理由等を明確にし、区が承諾した業者のみ再委託を許諾する。	⑧再委託の許諾方法	
⑨再委託事項	後期高齢者医療業務設計及び運営業務	⑨再委託事項	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
6. 特定個人情報の保管・消去		6. 特定個人情報の保管・消去	
7. 備考		7. 備考	
II 特定個人情報ファイルの概要		II 特定個人情報ファイルの概要	
1. 特定個人情報ファイル名		1. 特定個人情報ファイル名	
(2)住民登録外者等記録ファイル		(2)住民登録外者等記録ファイル	
2. 基本情報		2. 基本情報	
3. 特定個人情報の入手・使用		3. 特定個人情報の入手・使用	

新		旧	
①入手元	[○]本人又は本人の代理人、[○]評価実施機関内の他部署(区民生活部区民課 課税課 保健福祉部介護保険課福祉事務所 総務部情報政策課)、[○]行政機関・独立行政法人等(広域連合)	①入手元	[○]本人又は本人の代理人、[○]評価実施機関内の他部署(区民生活部区民課 課税課 保健福祉部介護保険課福祉事務所 政策経営部情報政策課)、[○]行政機関・独立行政法人等(広域連合)
②入手方法～ ⑨使用開始日	略	②入手方法～ ⑨使用開始日	略
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託～7. 備考		4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託～7. 備考	
Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策		Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	
1. 特定個人情報ファイル名		1. 特定個人情報ファイル名	
(1)後期高齢者医療ファイル (2)住民登録外者等記録ファイル		(1)後期高齢者医療ファイル (2)住民登録外者等記録ファイル	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークを通じた入手を除く。)		2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークを通じた入手を除く。)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク		リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク		リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク		リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク		リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>・窓口で本人又は本人の代理人が来庁する場合は、<u>個人番号利用事務実施者</u>が直接届出・申請書等を收受する。また、受付事務が完了次第、直ちに書類を定められた保管箱へ格納する。</p> <p>・郵送で情報を入手する場合は、送付先誤り等による情報漏えい・紛失等を防止するため、事前に担当所属名及び所在地を広く周知する。また、返信用封筒等はあらかじめ担当所属名及び所在地が印字されているものを利用する。</p> <p>〈後期高齢者医療システムにおける措置〉</p> <p>・端末は、外部との通信やデータ持ち出しができないよう制御されており、外部への情報漏えいを防止している。</p> <p>・端末には外部媒体へのデータ出力を制御するためのソフトウェアを導入し、データの外部媒体出力は、予め所属内で定めている管理者が当該ソフトウェアによって承認処理を行</p>	リスクに対する措置の内容	<p>・窓口で本人又は本人の代理人が来庁する場合は、職員が直接届出・申請書等を收受する。また、受付事務が完了次第、直ちに書類を定められた保管箱へ格納する。</p> <p>・郵送で情報を入手する場合は、送付先誤り等による情報漏えい・紛失等を防止するため、事前に担当所属名及び所在地を広く周知する。また、返信用封筒等はあらかじめ担当所属名及び所在地が印字されているものを利用する。</p> <p>〈後期高齢者医療システムにおける措置〉</p> <p>・端末は、外部との通信やデータ持ち出しができないよう制御されており、外部への情報漏えいを防止している。</p> <p>・端末には外部媒体へのデータ出力を制御するためのソフトウェアを導入し、データの外部媒体出力は、予め所属内で定めている管理者が当該ソフトウェアによって承認処理を行</p>

新	旧
<p>った場合にのみ可能とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・データ持ち出し時に使用する電子媒体(USBメモリ)は、施錠管理する保管場所に保管し、持ち出し管理を行い、記録データについては、処理後直ちに消去し、消去したことを複数名で確認する。 ・システム起動に必要なソフトウェアは、情報政策課への申請による必要個数のみが貸与されるため入力が行える端末を限定し、操作に必要なID、パスワードは、各所属長から情報システム担当課長への申請により付与する運用とすることで、操作権限のない者による不正な操作を防止する。 <p><標準端末における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・標準端末は、広域連合の標準システムのみ接続され、接続には専用線を用いる。 ・標準端末と広域連合の標準システムとの通信には、認証・通信内容の暗号化を実施する。 ・標準端末と広域連合の標準システムとの専用ネットワークは、ウイルス対策ソフト、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保することにより、不適切な方法によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減する。 ・ウイルス対策ソフトは自動でアップデートを行うこととしており、接続拠点の追加、削除等を含め、ファイアウォール等の設定変更が必要となった際は、広域連合により迅速に実施される。 ・標準端末へのログイン時の<u>個人</u>認証において、個人番号利用事務の操作権限が付与されていない者がログインした場合には、個人番号の表示、検索、更新ができない機能により、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減する。 ・標準端末へのログイン時の<u>個人</u>認証の他に、ログインを実施した者・時刻・操作内容の記録が実施されるため、その抑止効果として、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減する。 ・データ持ち出し時に使用する電子媒体(USBメモリ)は、広 	<p>った場合にのみ可能とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・データ持ち出し時に使用する電子媒体(USBメモリ)は、施錠管理する保管場所に保管し、持ち出し管理を行い、記録データについては、処理後直ちに消去し、消去したことを複数名で確認する。 ・システム起動に必要なソフトウェアは、情報政策課への申請による必要個数のみが貸与されるため入力が行える端末を限定し、操作に必要なID、パスワードは、各所属長から情報システム担当課長への申請により付与する運用とすることで、操作権限のない者による不正な操作を防止する。 <p><標準端末における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・標準端末は、広域連合の標準システムのみ接続され、接続には専用線を用いる。 ・標準端末と広域連合の標準システムとの通信には、認証・通信内容の暗号化を実施する。 ・標準端末と広域連合の標準システムとの専用ネットワークは、ウイルス対策ソフト、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保することにより、不適切な方法によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減する。 ・ウイルス対策ソフトは自動でアップデートを行うこととしており、接続拠点の追加、削除等を含め、ファイアウォール等の設定変更が必要となった際は、広域連合により迅速に実施される。 ・標準端末へのログイン時の職員認証において、個人番号利用事務の操作権限が付与されていない職員がログインした場合には、個人番号の表示、検索、更新ができない機能により、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減する。 ・標準端末へのログイン時の職員認証の他に、ログインを実施した職員・時刻・操作内容の記録が実施されるため、その抑止効果として、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減する。 ・データ持ち出し時に使用する電子媒体(USBメモリ)は、広

新		旧	
	<p>域連合に事前に登録してある固体識別番号の電子媒体(USBメモリ)のみが使用可能となっており、不正な持ち出しを防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> データ持ち出し時に使用する電子媒体(USBメモリ)は、施錠管理する保管場所に保管し、持ち出し管理を行い、記録データについては、処理後直ちに消去し、消去したことを複数名で確認する。 標準端末のハードウェア、ソフトウェアは広域連合が管理し、広域連合は区へその内容を後期高齢者医療広域連合電算処理システム情報セキュリティ対策基準(以下「標準システム情報セキュリティ対策基準」という。)により示している。 		<p>域連合に事前に登録してある固体識別番号の電子媒体(USBメモリ)のみが使用可能となっており、不正な持ち出しを防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> データ持ち出し時に使用する電子媒体(USBメモリ)は、施錠管理する保管場所に保管し、持ち出し管理を行い、記録データについては、処理後直ちに消去し、消去したことを複数名で確認する。 標準端末のハードウェア、ソフトウェアは広域連合が管理し、広域連合は区へその内容を後期高齢者医療広域連合電算処理システム情報セキュリティ対策基準(以下「標準システム情報セキュリティ対策基準」という。)により示している。
リスクへの対策は十分か	略	リスクへの対策は十分か	略
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用		3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報と紐付けが行われるリスク		リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報と紐付けが行われるリスク	
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	略	ユーザ認証の管理	略
具体的な管理方法	<p><後期高齢者医療システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> 端末の事前登録(端末認証)を行い、ユーザID・パスワードによる認証を行う。また、パスワードは「資源管理基準」、「庁内ネットワーク及びネットワークパソコン等利用基準」により定められた期間内に変更する。 登録されているユーザ情報については管理権限を付与された職員が定期的に確認し、記録に残す。 個人番号利用事務実施者1人に付与されるIDは1つのみとし、IDの共有を禁止する。 <p><標準端末における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> 標準端末を利用する必要がある事務取扱担当者特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードによ 	<p><後期高齢者医療システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> 端末の事前登録(端末認証)を行い、ユーザID・パスワードによる認証を行う。また、パスワードは「資源管理基準」、「庁内ネットワーク及びネットワークパソコン等利用基準」により定められた期間内に変更する。 登録されているユーザ情報については管理権限を付与された職員が定期的に確認し、記録に残す。 職員1人に付与されるIDは1つのみで、IDの共有を禁止する。 <p><標準端末における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> 標準端末を利用する必要がある事務取扱担当者特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードによ 	

新		旧	
	<p>るユーザ認証を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止する。 ・標準端末へのログイン時の認証において、個人番号利用事務の操作権限が付与されていない職員等がログインした場合には、個人番号の表示、検索、更新ができない機能により、不適切な操作等がされることのリスクを軽減する。 ・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底する。 		<p>るユーザ認証を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止する。 ・標準端末へのログイン時の認証において、個人番号利用事務の操作権限が付与されていない職員等がログインした場合には、個人番号の表示、検索、更新ができない機能により、不適切な操作等がされることのリスクを軽減する。 ・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底する。
アクセス権限の発効・失効の管理～ アクセス権限の管理	略	アクセス権限の発効・失効の管理～ アクセス権限の管理	略
特定個人情報の使用の記録	略	特定個人情報の使用の記録	略
具体的な管理方法	<p><後期高齢者医療システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムの操作ログを保管する。ログは個人番号を参照・入力した際に個人単位で記録することとし、操作者を識別可能な一意の番号、操作時間、トランザクション(処理データ)名、操作端末名、操作を行っていたデータ名等を記録する。 ・保管するログは、物理的に区画・施錠された保管棚で、「杉並区文書等保存年限基準」及び「情報セキュリティマネジメント実施基準」に基づき管理する。 ・災害時データ復旧用を実施するデータの遠隔地保管のために可搬媒体の受け渡しを行う場合には「荷物搬入出記録簿」に記録する。 <p><標準端末における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・標準端末へのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容を記録している。 ・システム管理者(国保年金課長)は定期的に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。 	<p><後期高齢者医療システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムの操作ログを保管する。ログは個人番号を参照・入力した際に個人単位で記録することとし、操作者を識別可能な一意の番号(職員番号)、操作時間、トランザクション(処理データ)名、操作端末名、操作を行っていたデータ名等を記録する。 ・保管するログは、物理的に区画・施錠された保管棚で、「杉並区文書等保存年限基準」及び「情報セキュリティマネジメント実施基準」に基づき管理する。 ・災害時データ復旧用を実施するデータの遠隔地保管のために可搬媒体の受け渡しを行う場合には「荷物搬入出記録簿」に記録する。 <p><標準端末における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・標準端末へのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容を記録している。 ・システム管理者(国保年金課長)は定期的に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。 	

新		旧	
	・当該記録については、一定期間保存する。		・当該記録については、一定期間保存する。
その他の措置の内容～ リスクへの対策は十分か	略	その他の措置の内容～ リスクへの対策は十分か	略
リスク3:従業者が事務外で使用するリスク		リスク3:従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者医療に関する事務を取り扱う職員に対して、セキュリティに関する研修を行い、個人情報保護の重要性について教育するとともに、業務外での情報収集の禁止等の指導を徹底することで、事務外の使用を防止する。 ・委託業務については、契約に基づき、委託業者が従事者に対して杉並区が定めた個人情報保護に関する教育を行い、業務外での情報収集の禁止を徹底する。区は当該教育の実施について履行確認を行う。 ・操作ログの追跡により不正アクセス者の特定が可能であることを周知徹底することで、コンプライアンスの意識を高め、業務外での使用を防止する。 	リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者医療に関する事務を取り扱う職員に対して、セキュリティに関する研修を行い、個人情報保護の重要性について教育するとともに、業務外での情報収集の禁止等の指導を徹底することで、事務外の使用を防止する。 ・操作ログの追跡により不正アクセス者の特定が可能であることを周知徹底することで、コンプライアンスの意識を高め、業務外での使用を防止する。
リスクへの対策は十分か	略	リスクへの対策は十分か	略
リスク4:特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		リスク4:特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない	
情報保護管理体制の確認～ 特定個人情報の提供ルール 委託先から他社への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	略	情報保護管理体制の確認～ 特定個人情報の提供ルール 委託先から他社への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	略
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p><後期高齢者医療システムにおける措置> 【システム運用業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託先へ特定個人情報を提供した場合、その記録を行った上、受領者の確認印等により受け渡し者を明確にするための手順を定める。 ・契約で委託業務実施場所を区が管理する施設に限定し、 	委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p><後期高齢者医療システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託先へ特定個人情報を提供した場合、その記録を行った上、受領者の確認印等により受け渡し者を明確にするための手順を定めている。 ・契約で委託業務実施場所を区が管理する施設に限定し、外部への持出しを禁止する。

新		旧	
	<p>外部への持出しを禁止する。</p> <p>【設計・運営業務】 ・運営管理マニュアルの一つとして、情報管理ルールを定めた情報セキュリティマニュアルを策定し、その中で参照できる範囲を限定する。また、契約で外部への持ち出しを禁止する。</p> <p><標準端末における措置> ・広域連合が一括して運用保守委託を行っているため、別途広域連合で標準システムとして評価を行う。</p>		<p><標準端末における措置> ・広域連合が一括して運用保守委託を行っているため、別途広域連合で標準システムとして評価を行う。</p>
特定個人情報の消去ルール	略	特定個人情報の消去ルール	略
ルール内容及びルール遵守の確認方法	<p><後期高齢者医療システムにおける措置> 【システム運用業務】 契約で、以下の措置をとる旨を規定している。 ・業務を処理するために委託元から引き渡され、または委託先が収集し、若しくは作成した個人情報が記録されている資料等は、業務完了後直ちに返還するものとする。ただし委託元が特定個人情報の消去について別に指示した場合には、委託先事業者から任意の様式による消去結果に係る報告書の提出を義務付けている。 ・特定個人情報を含むデータは、災害用データ復旧用として施錠した状況による受け渡し(鍵は区が管理し、委託業者は解錠出来ないためリスクはない)を除き、受け渡しは発生しないため、消去の委託はしない。</p> <p>【設計・運営業務】 ・特定個人情報を含むデータの受け渡しは発生しないため、消去の委託はしない。</p> <p><標準端末における措置> ・広域連合が一括して運用保守委託を行っているため、別途広域連合で標準システムとして評価を行う。</p>	<p><後期高齢者医療システムにおける措置> 契約で、以下の措置をとる旨を規定している。 ・業務を処理するために委託元から引き渡され、または委託先が収集し、若しくは作成した個人情報が記録されている資料等は、業務完了後直ちに返還するものとする。ただし委託元が特定個人情報の消去について別に指示した場合には、委託先事業者から任意の様式による消去結果に係る報告書の提出を義務付けている。 ・特定個人情報を含むデータは、災害用データ復旧用として施錠した状況による受け渡し(鍵は区が管理し、委託業者は解錠出来ないためリスクはない)を除き、受け渡しは発生しないため、消去の委託はしない。</p> <p><標準端末における措置> ・広域連合が一括して運用保守委託を行っているため、別途広域連合で標準システムとして評価を行う。</p>	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	略	委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	略
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 具体的な方法	<p><後期高齢者医療システムにおける措置> ・原則として再委託は行わないが、再委託に関する承認申請書により、再委託理由等を明確にし、区が承認した業者については、再委託を許諾するとともにセキュリティ事項について委託と同様の措置を義務付けている。</p>	<p><後期高齢者医療システムにおける措置> ・原則として再委託は行わないが、再委託に関する承認申請書により、再委託理由等を明確にし、区が承認した業者については、再委託を許諾するとともにセキュリティ事項について委託と同様の措置を義務付けている。</p>	

新		旧	
	<p>・委託先において、再委託先の特定個人情報の取扱いの監督を行っているかどうかを区で監督することにより、再委託先の特定個人情報の取扱いについても間接的に監督する。</p> <p>〈標準システムにおける措置〉</p> <p>・別途広域連合で評価を行う。</p>		<p>〈標準システムにおける措置〉</p> <p>・別途広域連合で評価を行う。</p>
その他の措置の内容	<p>〈後期高齢者医療システムにおける措置〉</p> <p>【システム運用業務】 システム運用を行う専用の室では、管理基準で携帯電話、カメラ等の使用を禁止する。</p> <p>【設計・運営業務】 運営業務を行う執務室内では、管理基準及び情報管理ルールを定めた情報セキュリティマニュアルにより携帯電話、カメラ等の使用を禁止する。また、メモ用紙類の取扱いその他運営業務における情報管理ルールについて、情報セキュリティマニュアルに定める。</p> <p>〈標準端末における措置〉</p> <p>・広域連合が一括して運用保守委託を行っているため、別途広域連合で標準システムとして評価を行う。</p>	その他の措置の内容	<p>〈後期高齢者医療システムにおける措置〉</p> <p>システム運用を行う専用の室では、管理基準で携帯電話、カメラ等の使用を禁止する。</p> <p>〈標準端末における措置〉</p> <p>・広域連合が一括して運用保守委託を行っているため、別途広域連合で標準システムとして評価を行う。</p>
リスクへの対策は十分か	略	リスクへの対策は十分か	略
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
【特記事項】設計・運営業務の業務全般については、日報及び月報並びに履行評価により定期的及び必要により、委託業務がきちんと行われているか確認する。		—	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	[]提供・移転しない	5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	[]提供・移転しない
リスク1:不正な提供・移転が行われるリスク		リスク1:不正な提供・移転が行われるリスク	
特定個人情報の提供・移転の記録	略	特定個人情報の提供・移転の記録	略
具体的な方法	<p>〈後期高齢者医療システムにおける措置〉</p> <p>・移転先による特定個人情報の取得に際し、オンライン処理については操作ログが記録され、バッチ処理については処理の実施ログが記録される。</p> <p>・他自治体等への紙での提供については、対象者情報・提供先・根拠法令・処理年月日・処理者等を記録簿で管理する。</p> <p>・保管するログ及び記録簿は、物理的に区画・施錠された保管棚で、「杉並区文書等保存年限基準」及び「情報セキュリティマネジメント実施基準」に基づき管理する。</p>	具体的な方法	<p>〈後期高齢者医療システムにおける措置〉</p> <p>・移転先による特定個人情報の取得に際し、オンライン処理については操作ログが記録され、バッチ処理については処理の実施ログが記録される。</p> <p>・他自治体等への紙での提供については、対象者情報・提供先・根拠法令・処理年月日・処理者等を記録簿で管理する。</p> <p>・保管するログ及び記録簿は、物理的に区画・施錠された保管棚で、「杉並区文書等保存年限基準」及び「情報セキュリティマネジメント実施基準」に基づき管理する。</p>

新		旧	
	<p><標準端末における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓口端末へのログイン時の<u>個人認証</u>の他に、ログインを実施した者・時刻・操作内容の記録が実施される。 		<p><標準端末における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓口端末へのログイン時の職員認証の他に、ログインを実施した職員・時刻・操作内容の記録が実施される。
<p>特定個人情報の提供・移転に関するルール ～ リスクへの対策は十分か</p>	略	<p>特定個人情報の提供・移転に関するルール ～ リスクへの対策は十分か</p>	略
リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク	
<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p><後期高齢者医療システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者医療に関する事務では、事務処理の際、処理を行った者と点検する者を別にし、二重チェックを行うことで、不適切な方法で情報を提供することを防止する。 ・端末は事前に登録を行っており、登録外の端末からの通信は行えない設定としている。 <p><標準端末における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・標準端末からのデータ送信は、広域連合の標準システム以外には行えない仕組みとなっており、送信処理が可能な職員等については、標準端末へのログイン ID による認可により事務取扱実施者に限定している。 ・標準端末へのログインを実施した職員等・時刻・操作内容およびデータ配信されたデータが広域連合の標準システムに記録されるため、システム管理者(国保年金課長)が広域連合の標準システムの記録を調査することで、操作者個人を特定する。 ・標準端末は、広域連合の標準システムのみ接続され、接続には専用線を用いる。 ・標準端末と広域連合の標準システムとの専用ネットワークは、ウィルス対策ソフト、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保する。 	<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p><後期高齢者医療システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者医療に関する事務では、事務処理の際、処理を行った職員と点検する職員を別にし、二重チェックを行うことで、不適切な方法で情報を提供することを防止する。 ・端末は事前に登録を行っており、登録外の端末からの通信は行えない設定としている。 <p><標準端末における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・標準端末からのデータ送信は、広域連合の標準システム以外には行えない仕組みとなっており、送信処理が可能な職員等については、標準端末へのログイン ID による認可により事務取扱実施者に限定している。 ・標準端末へのログインを実施した職員等・時刻・操作内容およびデータ配信されたデータが広域連合の標準システムに記録されるため、システム管理者(国保年金課長)が広域連合の標準システムの記録を調査することで、操作者個人を特定する。 ・標準端末は、広域連合の標準システムのみ接続され、接続には専用線を用いる。 ・標準端末と広域連合の標準システムとの専用ネットワークは、ウィルス対策ソフト、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保する。
リスクへの対策は十分か	略	リスクへの対策は十分か	略
リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク	
<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p><後期高齢者医療システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者医療に関する事務では、処理を行った者と点検する者を別にし、二重チェックを行うことで、誤った情報・相手に情報を提供することを防止する。 ・端末は事前に登録を行っており、登録外の端末からの通信は行えない設定とする。 	<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p><後期高齢者医療システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者医療に関する事務では、処理を行った職員と点検する職員を別にし、二重チェックを行うことで、誤った情報・相手に情報を提供することを防止する。 ・端末は事前に登録を行っており、登録外の端末からの通信は行えない設定とする。

新		旧	
	<p><標準端末における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> 標準端末と広域連合の標準システムとの専用ネットワークは、ウィルス対策ソフト、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保することにより、誤った相手に移転するリスクを軽減する。 情報の移転先にあたる広域連合については、後期高齢者医療システムと同様の宛名番号をキーとして個人識別情報を管理しており、従来からその宛名番号で業務データと個人の紐付けを行っているため、送信したデータが広域連合で誤って他人に紐付けされることはない。 		<p><標準端末における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> 標準端末と広域連合の標準システムとの専用ネットワークは、ウィルス対策ソフト、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保することにより、誤った相手に移転するリスクを軽減する。 情報の移転先にあたる広域連合については、後期高齢者医療システムと同様の宛名番号をキーとして個人識別情報を管理しており、従来からその宛名番号で業務データと個人の紐付けを行っているため、送信したデータが広域連合で誤って他人に紐付けされることはない。
リスクへの対策は十分か	略	リスクへの対策は十分か	略
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 【○】接続しない(入手) 【○】接続しない(提供)		6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 【○】接続しない(入手) 【○】接続しない(提供)	
7. 特定個人情報の保管・消去		7. 特定個人情報の保管・消去	
IVその他のリスク対策 略		IVその他のリスク対策 略	
V開示請求、問合せ		V開示請求、問合せ	
1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区総務部情報政策課情報公開係	①請求先	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区政策経営部情報政策課情報公開係
②請求方法～ ⑥個人情報ファイル簿への不記載等	略	②請求方法～ ⑥個人情報ファイル簿への不記載等	略
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
略		略	
VI評価実施手続 略		VI評価実施手続 略	